

離職後の健康管理 健康管理手帳とは？

○ 健康管理手帳とは

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で、定められた項目についての**健康診断を決まった時期に年2回**（じん肺の健康管理手帳については年1回）**無料で受けることができます。**

○ 労働安全衛生法第67条第1項

都道府県労働局長は、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で、政令で定めるものに従事していた者のうち、厚生労働省令で定める要件に該当する者に対し、離職の際に又は離職の後に、**当該業務に係る健康管理手帳**を交付するものとする。

ただし、現に当該業務に係る健康管理手帳を所持している者については、この限りでない。

○ 労働安全衛生規則第53条第1項

厚生労働省令で定める要件に該当する者は、次の表に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、離職の際に又は離職の後に、それぞれ同表に掲げる要件に該当する者その他厚生労働大臣が定める要件に該当する者とする。



政令で定める業務	厚生労働省令で定める要件
1 ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造、又は取り扱う業務	当該業務に3月以上従事した経験を有すること。
2 ベータ-ナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造、又は取り扱う業務	当該業務に3月以上従事した経験を有すること。
3 粉じん作業（じん肺法第2条第1項第3号に規定する粉じん作業をいう。）に係る業務	じん肺法第13条第2項（同法第15条第3項、第16条第2項及び第16条の2第2項において準用する場合を含む。）の規程により決定されたじん肺管理区分が管理2又は管理3であること。
4 クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務（これらの物を鉱石から製造する事業場以外の事業場における業務を除く。）	当該業務に4年以上従事した経験を有すること。
5 無機砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）を製造する工程において粉砕をし、三酸化砒素を製造する工程において焙焼若しくは精製を行い、又は砒素をその重量の3%を超えて含有する鉱石をポット法若しくはグリナワルド法により製錬する業務	当該業務に5年以上従事した経験を有すること。
6 コークス又は製鉄用発生炉ガスを製造する業務（コークス炉上において若しくはコークス炉に接して又はガス発生炉上において行う業務に限る。）	当該業務に5年以上従事した経験を有すること。
7 ビス（クロロメチル）エーテル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に3年以上従事した経験を有すること。
8 ベリリウム及びその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（合金にあっては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る。）を含む。）を製造し、又は取り扱う業務（これらの物のうち粉状の物以外の物を取り扱う業務を除く。）	両肺野にベリリウムによるび慢性の結節性陰影があること。

政令で定める業務	厚生労働省令で定める要件
9 ベンゾトリクロリドを製造し、又は取り扱う業務（太陽光線により塩素化反応をさせることによりベンゾトリクロリドを製造する事業場における業務に限る。）	当該業務に3年以上従事した経験を有すること。
10 塩化ビニルを重合する業務又は密閉されていない遠心分離器を用いてポリ塩化ビニル（塩化ビニルの共重合体を含む。）の懸濁液から水を分離する業務	当該業務に4年以上従事した経験を有すること。
11 石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務	<p>○ 次のいずれかに該当すること。（石綿等（令第6条第23号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を製造し、又は取り扱う業務に限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。 2 石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温剤、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業、石綿等の吹付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。）に1年以上従事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんにばく露した日から10年以上を経過していること。 3 石綿等を取り扱う作業（前号の作業を除く。）に10年以上従事した経験を有していること。 4 前2号に掲げる要件に準ずるものとして厚生労働大臣が定める要件に該当すること。 <p>○ 石綿等を製造し、又は取り扱う業務を除く。 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。</p>
12 ジアニシジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に3月以上従事した経験を有すること。
13 1・2-ジクロロプロパン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を取り扱う業務（厚生労働省令で定める場所における印刷機その他の設備の清掃の業務に限る。）	当該業務に2年以上従事した経験を有すること。

健康管理手帳の申請について

○ 労働安全衛生規則第53条第3項（抜粋）

健康管理手帳の申請をしようとする者は、健康管理手帳交付申請書（様式第7号）に厚生労働省令で定める要件に該当する事実を証明する書類（当該書類がない場合には、当該事実についての申立て書）を添えて、**所轄都道府県労働局長に提出**しなければならない。

○ 申請にあたっての注意事項

- ・ 必要に応じて、申請者、事業者、同僚の方への聞き取り調査が行われることがあります。
- ・ 氏名、住所、電話番号等の個人情報、健康診断の案内を通知するため、都道府県労働局より健康診断を実施する医療機関へ提供されることがあります。
- ・ 申請時に提出された書類は、レントゲン等の写真を除き返却いたしかねますのでご了承ください。

○ お問い合わせ先

北海道労働局労働基準部健康課

郵便番号 060-8566

住 所 札幌市北区北8条西2丁目1-1

札幌第1合同庁舎

電 話 011-709-2311

または、

室蘭労働基準監督署第三方面

郵便番号 051-0023

住 所 室蘭市入江町1番地13 室蘭地方合同庁舎

電 話 0143-23-6131